

(公表用)

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間(R6～R10)の考え方～

比 布 町

1. 比布町の森林に関する現状

本町の森林面積は4,430ヘクタールで、総面積の51%を占めており、その内町有林は453ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は2,383ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

2. 森林環境譲与税の概要

森林が有する公益的機能は、木材生産のみならず土砂災害等を防止する国土保全機能や二酸化炭素吸収等の地球環境保全機能、生物多様性保全機能など多くの多面的機能を有しています。

森林の公益的機能の維持増進の重要性から、平成31年に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度からは森林環境税として住民に賦課され、地方自治体には森林環境譲与税として交付されます。なお、森林環境譲与税の交付額は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による割合によって決定します。

森林環境譲与税の用途は、同法により規定されており、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の費用に充てなければならないとされています。

3. 目的

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

4. 活用方針

森林環境譲与税の用途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨に則り、次の分野における活用を検討し、森林の整備及びその促進を図ります。

(1) 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は6割(全国:3割)を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

（２）木材利用の推進

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化を進めるとともに、備品等についても、木材を利用し製作された物の導入を検討します。

（３）普及啓発

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうという観点から、木工ワークショップ等を通じた木育活動の推進や、木育木材利用の有効性や森林の有する公益的機能の重要性などについての普及啓発を行います。

（４）その他

今後予定されている複合庁舎建設時に木材の利用を促進するため、森林環境譲与税基金に積み立て有効に活用します。

５．使途の公表

森林環境譲与税の活用内容に対する町民の理解が得られるよう、適切に使途を公表していきます。